



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成28年11月 8 日火曜日 第2823号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則..... (労政雇用課) ... 909

告 示

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... (農業経済課) ... 909

保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 911

保安林の指定施業要件の変更に係る揭示..... (") ... 911

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... (漁政課) ... 911

道路の区域変更（県道菅田五郎停車場線）..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 913

道路の供用開始（一般国道 441 号）..... (") ... 913

規 則

○愛媛県規則第40号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第1条関係）						別表（第1条関係）					
名 称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓 練 科	訓練 定員	訓練 期間	名 称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓 練 科	訓練 定員	訓練 期間
省略						省略					
愛媛県立宇 和島高等技 術専門校	普通職業 訓練	短期 課程	木工クラフト科	15人	<u>10月</u>	愛媛県立宇 和島高等技 術専門校	普通職業 訓練	短期 課程	木工クラフト科	15人	<u>1年</u>
			省略						省略		

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1242号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年10月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年11月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年 <u>8厘5毛</u>
2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分3厘	年 <u>8厘5毛</u>
7 省略			

農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年 <u>7厘5毛</u>
2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分3厘	年 <u>7厘5毛</u>
7 省略			

○愛媛県告示第1243号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字奥野川1439の2、1440の1、1441、1442の1、1442の2、1443、1450の2、1504の1、1506、1507の1、1507の2、1530、1531

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1244号

保安林の指定施業要件の変更（平成28年10月21日愛媛県告示第1159号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年11月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
南宇和郡愛南町僧都854	南宇和郡城辺町大字僧都337番地 岡 下 妻 一	森林所有者

○愛媛県告示第1245号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成28年10月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年11月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率					漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率				
	法第2条	法第2	法第	法第2	法第2		法第2条	法第2	法第	法第2	法第2

"	南宇和郡緑僧都村大字僧都33番地 岡 下 長 一	"
"	南宇和郡城辺町大字僧都790番地3 下 田 武 廣	"
"	南宇和郡城辺町大字僧都イ28番戸 上 田 八 太 郎	"
"	南宇和郡緑僧都村大字僧都423番地 大 野 辰 治	"
"	南宇和郡城辺町大字僧都268番地2 谷 山 梅 一	"
"	南宇和郡緑僧都村大字僧都1323番地 峰 田 栄 吉	"
"	南宇和郡緑僧都村大字僧都1339番地1 峯 田 齊	"
南宇和郡愛南町僧都855の1、855の2	南宇和郡城辺町僧都337番地 岡 下 妻 一	"
"	南宇和郡城辺町僧都333番地 岡 下 長 一	"
"	南宇和郡城辺町僧都790番地3 下 田 武 廣	"
"	南宇和郡城辺町僧都イ28番戸 上 田 八 太 郎	"
"	南宇和郡城辺町僧都423番地 大 野 辰 治	"
"	南宇和郡城辺町僧都268番地2 谷 山 梅 一	"
"	南宇和郡城辺町僧都1323番地 峰 田 栄 吉	"
"	南宇和郡城辺町僧都1339番地1 峯 田 齊	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

	第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		
1・2	省略					1・2	省略						
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年8厘5毛	年8厘5毛	3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年7厘5毛	年7厘5毛
4～6	省略						4～6	省略					
7	漁村情報処理・		同上		年8厘	年8厘	7	漁村情報処理・		同上		年7厘	年7厘

通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			5毛	5毛	通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			5毛	5毛
8 省略					8 省略				

○愛媛県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	菅田五郎停車場線	大洲市菅田町菅田字土手内乙660番1から 同町菅田字畑屋甲1253番まで	旧	メートル 8.6～17.5	キロメートル 0.560	
			新	8.6～17.5 10.1～62.5	0.560 0.562	

○愛媛県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	大洲市梅川402番12から 同市梅川399番5まで	平成28年11月8日